

福 介 護 第 5 0 7 号  
2026年(令和8年)5月30日

各事業所 管理者 様

福山市保健福祉局長寿社会応援部  
高齢者支援課地域支援担当課長  
介 護 保 険 課 長

基準緩和型訪問サービス(指定・委託)・基準緩和型通所サービス(指定・委託)の  
単位数・単価改定について(通知)

平素から本市保健福祉行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、見出しのサービスの単位数・単価は、次のとおりとします。  
なお、サービスコード表の説明資料については、後日送付いたします。  
また、委託の単価については変更ありません。

1 対象事業

- (1) 基準緩和型訪問サービス(指定)
- (2) 基準緩和型訪問サービス(委託) ※変更なし
- (3) 基準緩和型通所サービス(指定)
- (4) 基準緩和型通所サービス(委託) ※変更なし

2 サービス単位数・単価表

|                 | 2026年(令和8年)<br>5月末まで | 2026年(令和8年)<br>6月1日以降 | 報酬   |
|-----------------|----------------------|-----------------------|------|
| 基準緩和型訪問サービス(指定) | 952単位                | 988単位                 | 月額報酬 |
| 基準緩和型訪問サービス(委託) | 7,900円               | 7,900円                | 月額報酬 |
| 基準緩和型通所サービス(指定) | 1,338単位              | 1,371単位               | 月額報酬 |
| 基準緩和型通所サービス(委託) | 2,720円               | 2,720円                | 回数払い |

サービス単位数・単価の考え方としては、指定については、基本報酬と介護職員等処遇改善加算を反映、委託については基本報酬を反映し、算定しています。

※サービス提供にあたっては、ケアマネジャーとサービス事業所等関係者間で事前に連携調整し、利用者や家族等に十分説明し、同意を得たうえで行ってください。

3 適用時期

2026年(令和8年)6月サービス提供分から

#### 4 質問・照会の受付について

| 業務内容                | 担当課    | 問い合わせ方法  |
|---------------------|--------|--|
| 基準緩和型サービス（指定）に関すること | 介護保険課  | <p>ホームページの質問フォームにて</p> <p>市介護保険課HP&gt;事業者の方はこちら&gt;基準条例等 1 基準条例・介護報酬改定・Q&amp;A・通知&gt;4 介護保険課への基準・加算等の質問について (<a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/253266.html">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/253266.html</a>)</p>    |
| 基準緩和型サービス（委託）に関すること | 高齢者支援課 | <p>メールにて</p> <p>■送付先<br/><a href="mailto:koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp">koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp</a></p> <p>■件名<br/>基準緩和型サービス（委託）の質問について</p> <p>■注意事項<br/>メール文には、事業所名・担当者名・連絡先・質問内容を記載してください。回答は個別に行わず、取りまとめて文書でお示ししますので、御了承ください。</p> |

#### 問い合わせ先

##### 【基準緩和型サービス（指定）に関すること】

福山市介護保険課 事業者指定担当

TEL (084) 928-1259

FAX (084) 928-1732

##### 【基準緩和型サービス（委託）に関すること】

福山市 高齢者支援課 介護予防・政策担当

TEL (084) 928-1189

FAX (084) 928-7811